

東京都水上安全条例施行規則

平成 30 年 3 月 30 日

東京都公安委員会規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東京都水上安全条例（平成 30 年東京都条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(救命胴衣の着用)

第 3 条 条例第 10 条の公安委員会規則で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 次に掲げるいずれかの場所においてそれぞれ次に掲げる許可に係る船舶に乗船するとき。

ア 条例第 17 条第 1 項の規定により所轄警察署長の許可を受けた行為に係る場所

イ 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 31 条第 1 項又は第 32 条の規定により港長の許可を受けた行為に係る場所

(2) 犯罪捜査、救難若しくは救助活動又はそれらの訓練のために乗船するとき。

(呼気検査の方法)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

(水上標識の種類等)

第 5 条 条例第 15 条第 1 項の水上標識は、本標識及び補助標識とする。

2 本標識の種類、形状及び寸法、設置場所並びに色彩は、別表第 1 のとおりとする。

3 補助標識の種類、形状、意味及び色彩は、別表第 2 のとおりとする。

(許可が必要な行為)

第 6 条 条例第 17 条第 1 項第 3 号に規定する公安委員会規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 祭礼行事、式典、競技会、水上パレードその他これらに類する催物

(2) 船舶に著しく人目を引くように、装飾その他の装い（船舶を動物、商品その他のものにかたちどることを含む。）をし、若しくは文字、絵等を書いて、又は船舶から演奏等により音響を発して航行する広告又は宣伝

(3) ロケーション、撮影会その他これらに類する行為

(4) 消防、水防、避難、救護その他の訓練

(申請等の手続)

第7条 条例第18条第1項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名又は名称（法人にあっては、さらに代表者の氏名）及び電話番号

(2) 行為の目的

(3) 行為の場所

(4) 行為の期間

(5) 行為の方法

(6) 添付書類の内容

(7) 現場責任者の住所、氏名及び電話番号

2 条例第18条第1項に規定する申請書及び同条第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第1号の「水路使用許可申請書」とする。

3 前項の水路使用許可申請書は、所轄警察署長に2部提出するものとする。この場合において、次に掲げる書類をそれぞれ2部添付するものとする。

(1) 申請に係る行為の場所を示す図面

(2) 第1項各号の事項を補足する書類

4 水路において行おうとする行為が緊急を要し、かつ、あらかじめ水路使用許可申請書及び前項の書類（以下「申請書等」という。）を提出するいとまがないと所轄警察署長が認めるときは、所轄警察署長に対する口頭による申告をもって申請書等の提出に代えることができる。この場合において、当該行為をした者は、当該行為の終了後、速やかに申請書等を所轄警察署長に提出しなければならない。

5 第6条第1号に掲げる行為について他の条例により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、当該許可に係る申請書に第1項に定める事項が記載されているときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該許可の申請書を条例第18条第1項の申請書とみなす。

- 6 第6条第1号に掲げる行為について他の条例により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、当該許可に係る許可書に別記様式第1号に定める事項が記載されており、かつ、所轄警察署長が許可の旨及び付すべき条件を併せて記載したときは、第2項の規定にかかわらず、当該許可書を条例第18条第2項の許可証とみなす。
- 7 条例第18条第3項の規定による変更の届出は、別記様式第2号の「水路使用許可証記載事項変更届」及び変更の内容を補足する書類を、条例第17条第1項の規定による許可をした所轄警察署長に2部提出し、あわせて、条例第18条第2項の規定による交付を受けた許可証を提出して行うものとする。
- 8 条例第18条第4項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第3号の「水路使用許可証再交付申請書」及び同条第2項の規定による交付を受けた許可証を、条例第17条第1項の規定による許可をした所轄警察署長に提出して行うものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失したときは、当該許可証を提出することを要しない。

(事業開始等の届出)

第8条 条例第19条第1項の規定によるマリーナ事業の届出は、別記様式第4号の「マリーナ事業開始届出書」に次に掲げる事項を記載し、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して2部提出して行うものとする。

- (1) マリーナ事業を営もうとする者が個人であるときは、その氏名、住所、電話番号、本籍（外国人にあっては国籍。以下同じ。）及び生年月日
- (2) マリーナ事業を営もうとする者が法人であるときは、その名称並びに代表者の氏名、住所、電話番号、本籍及び生年月日
- (3) 事業所の名称、所在地及び電話番号
- (4) 事業を開始しようとする年月日
- (5) 営業時間等
- (6) 施設内容及び規模
- (7) プレジャーボートの収容能力

2 前項のマリーナ事業開始届出書には、次の書類をそれぞれ2部添付するものとする。

- (1) 事業所の平面図
- (2) マリーナ事業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し
- (3) マリーナ事業を営もうとする者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書並びに代表者の住民票の写し

3 条例第 19 条第 2 項の規定による変更の届出は、別記様式第 5 号の「変更届出書」を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する警察署長に 2 部提出して行うものとする。この場合において、変更の内容を補足する書類を 2 部添付するものとする。

4 条例第 19 条第 2 項の規定による廃止の届出は、別記様式第 6 号の「廃止届出書」を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する警察署長に 2 部提出して行うものとする。

(指示)

第 9 条 条例第 21 条の規定による指示は、別記様式第 7 号の「指示書」を交付して行うものとする。

(身分証明書)

第 10 条 条例第 22 条第 3 項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第 8 号の「身分証明書」とする。

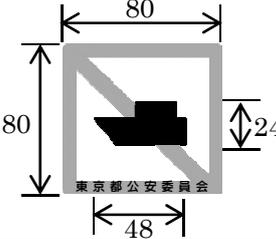
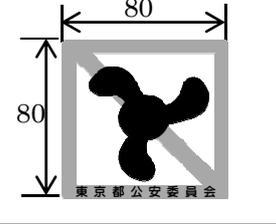
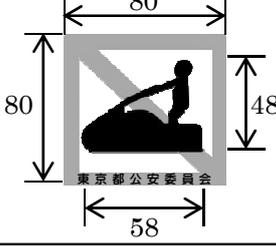
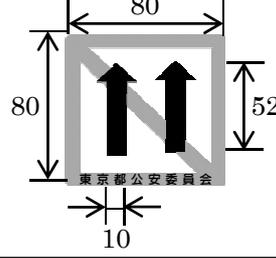
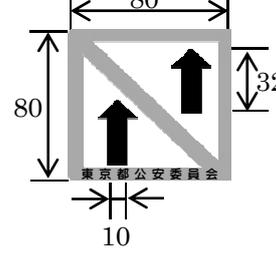
(アルコールの程度)

第 11 条 条例第 26 条第 3 項第 1 号の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液 1 ミリリットルにつき 0.3 ミリグラム又は呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラムとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成 30 年 7 月 1 日）から施行する。

別表第1 (第5条関係)

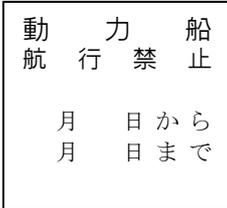
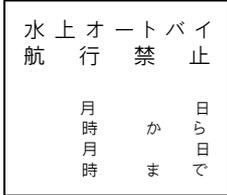
本標識の種類	形状及び寸法	設置場所	色彩
船舶航行禁止		① 船舶の航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 船舶の航行を禁止する水域内の必要な地点	
動力船航行禁止		① 動力船の航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 動力船の航行を禁止する水域内の必要な地点	
水上オートバイ航行禁止		① 水上オートバイの航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 水上オートバイの航行を禁止する水域内の必要な地点	1 地は白色とする。 2 枠及び斜めの帯は赤色とする。
並列禁止		① 船舶の並列航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 船舶の並列航行を禁止する水域内の必要な地点	3 「東京都公安委員会」の文字及び内部の図形は黒色とする。
回転禁止		① 船舶の回転航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 船舶の回転航行を禁止する水域内の必要な地点	
追越し禁止		① 船舶の追越し航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 船舶の追越し航行を禁止する水域内の必要な地点	
船舶航行禁止 (浮標)		① 船舶の航行を禁止する水域の始点及び終点 ② 船舶の航行を禁止する水域内の必要な地点	1 地は黄色とする。 2 文字は黒色とする。

備考1 寸法の単位は、センチメートルとする。

2 設置場所の状況及び水上からの視認性等を踏まえ、必要があると認めるときは、図示の寸法にかかわらず拡大し、又は縮小することができる。

3 設置する種類並びに形状及び寸法については、条例第15条第2項の規定により告示することとされている内容と併せて告示する。

別表第2（第5条関係）

補助標識の種類	形 状	意 味	色 彩
水域補助標識		航行制限水域又は航行禁止水域の始点を示すもの	<p>1 地は白色とする。</p> <p>2 文字は黒色とする。</p>
水域補助標識		航行制限水域又は航行禁止水域の終点を示すもの	
制限事項補助標識		一定期間の動力船の航行禁止を示すもの	
制限事項補助標識		一定期間及び時間の水上オートバイの航行禁止を示すもの	

備考1 図示の種類は、例示とする。

- 2 補助標識によって標示するものは、制限又は禁止の期間、本標識の種類、その他の制限又は禁止について必要と認める事項とする。
- 3 寸法は、本標識に応じたものとする。
- 4 設置する種類及び形状については、条例第15条第2項の規定により告示することとされている内容と併せて告示する。

	※ 受 理 年 月 日		※ 受 理 番 号			
<h2 style="margin: 0;">水路使用許可申請書</h2> <p style="margin: 0;">東京都水上安全条例第17条第1項の規定により申請をします。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">警視庁 警察署長 殿</p> <p style="margin: 0; margin-left: 100px;">申請者 住 所</p> <p style="margin: 0; margin-left: 100px;">氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="margin: 0; margin-left: 100px;">電話</p>						
目 的						
場 所						
期 間	年 月 日	年 月 日	時 分	時から 分まで		
方 法						
添 付 書 類 の 内 容						
現 場 責 任 者	住 所	電話				
	氏 名					
<p style="margin: 0;">※ 第 号</p> <h2 style="margin: 0;">水路使用許可証</h2> <p style="margin: 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; width: 80%;"> <tr> <td style="width: 10%;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">警視庁 警察署長</p>					条 件	
条 件						

注 ※印欄は記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第7条関係）

※ 受理 年月日		※ 受理 番号	
<p>水路使用許可証 記載事項変更届</p> <p>東京都水上安全条例第18条第3項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警視庁 警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話</p>			
許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
			※受理者

注 ※印欄は記載しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 受理 年月日		※ 受理 番号	
<p>水路使用許可証 再交付申請書</p> <p>東京都水上安全条例第18条第4項の規定により申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警視庁 警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話</p>			
許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 内 容	目 的		
	場 所		
	期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	方 法		
再 交 付 申 請 の 理 由			
		※受理者	

注 ※印欄は記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（表）

	※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号
<p>マリーナ事業開始届出書</p> <p>東京都水上安全条例第19条第1項の規定により届出をします。 年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話</p>			
(ふりがな)			
氏名又は名称			
住 所		〒 電話	
本 籍 ・ 国 籍			
生 年 月 日		年 月 日生	
法人にあっては、その代表者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		〒 電話
	本 籍 ・ 国 籍		
生 年 月 日		年 月 日生	
(ふりがな)			
事業所の名称			
事業所の所在地		〒 電話	
事業を開始しようとする年月日		年 月 日	

(裏)

営業時間等		営業時間		
		<input type="checkbox"/> 午時分から午時分まで ()	<input type="checkbox"/> 午時分から午時分まで ()	<input type="checkbox"/> 午時分から午時分まで ()
		定休日 ()		
施設内容及び規模	係留施設			
	陸上保管施設			
	管理施設 (クラブハウスを含む。)			
	給油施設			
	揚陸施設			
	船舶修理施設			
	研修施設			
	附帯施設 (レストラン・売店)			
	その他の用に供する施設及び敷地			
プレジャーボートの収容能力	船種	収容能力 隻数		
		水上	陸上	
	モーターボート	隻	隻	
	水上オートバイ	隻	隻	
	ヨット	隻	隻	
	その他 ()	隻	隻	
	合計	隻	隻	
※ 受理警察署		警察署	受理者	

注1 ※印欄は、記載しないこと。

2 営業時間等欄には、該当する□内にレ印を記入し、必要な事項を記載すること。

3 本籍・国籍欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を、それぞれ記載すること。

4 プレジャーボートの収容能力欄には、事業所の管理する施設においてプレジャーボートを収容することができる最大隻数を船種の別に記載すること。

5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号（第8条関係）

		※ 受理 年月日		※ 受理 番号	
<p>変 更 届 出 書</p> <p>東京都水上安全条例第19条第2項の規定により届出をします。 年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p> <p>届出者 住 所</p> <p>氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)</p> <p>電話</p>					
(ふりがな)		-----			
氏名又は名称					
住 所		〒 電話			
(ふりがな)		-----			
法人にあっては、 その代表者の氏名					
(ふりがな)		-----			
事業所の名称					
事業所の所在地		〒 電話			
変 更 年 月 日		年 月 日			
変 更 の 内 容	新		旧		
変 更 の 理 由					
※ 受 理 警 察 署		警察署		受理者	

注1 ※印欄は、記載しないこと。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号（第8条関係）

	※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号
<p>廃 止 届 出 書</p> <p>東京都水上安全条例第19条第2項の規定により届出をします。 年 月 日 東京都公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 （法人にあつては、さらに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話</p>			
（ ふ り が な ） 氏 名 又 は 名 称			
住 所	〒 電話		
（ ふ り が な ） 法人にあつては、 その代表者の氏名			
（ ふ り が な ） 事 業 所 の 名 称			
事 業 所 の 所 在 地	〒 電話		
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
※ 受 理 警 察 署	警察署	受理者	

注1 ※印欄は、記載しないこと。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

東京都公安委員会達第 号	
指 示 書	
住 所	
氏名又は名称 (法人にあっては、さらに代表者の氏名)	
東京都水上安全条例第21条の規定により、次のとおり指示する。	
記	
指 示 事 項	
処 分 理 由	
履 行 期 限	
年 月 日	
東京都公安委員会	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁地域部地域総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号（第10条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真 <small>〔縦 3 センチメートル 横 2.4 センチメートル〕</small>	官 職
	氏 名
上記の者は、東京都水上安全条例第22条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
東京都公安委員会	

備考 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

（裏）

東京都水上安全条例（抜粋）

第22条（略）

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、事業所その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 （略）